お知らせ

Information

市・府民税の納税通知書を郵送

市は、6月中旬に平成30年度市・府民税納税通知書を郵送します。

市・府民税は、1月1日現在居住する市区町村で、前年の所得に基づき課税されます。市外で事業を営んでいる人や、現住所と1月1日現在の住所が異なる人など、納税通知書の送付が遅れることがあります。また、市・府民税が給与から特別徴収（差し引き）される人は、勤務先を通じて税額決定通知書を送付します。

問合せ先＝税務課（☎64・1317）

平成30年度所得・課税証明書

市は、平成30年度所得証明書・課税（非課税）証明書の申請を受け付けます。

申請方法＝本人確認書類を持参してください。本人や同一世帯の親族以外の人が申請する場合は、委任状が必要です

申請は郵送でもできます。詳しくは市ホームページをご覧になるか、問い合わせてください。

申請・問合せ先＝税務課（☎64・1317）

市税の納付は便利な口座振替で

固定資産・都市計画税、市・府民税（普通徴収）、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）は、口座振替で納付できます。一度手続きすると翌年度以降も継続され、納め忘れがなく便利です。

取扱金融機関＝京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・ゆうちょ銀行

手続方法＝振替を希望する月の前月までに、取扱金融機関へ通帳・届出印・納税通知書か納付書を持参してください

申込書は市内の取扱金融機関にあります。市外にある取扱金融機関で手続きする人には、申込書を郵送します。

納税通知書・納付書がない場合は問い合わせてください。

問合せ先＝▼税務課（☎64・1318）▼国保医療課（☎64・1332）

口座振替の申し込みは市役所窓口でも

市は、市役所の窓口でも市税などの口座振替を申し込める「ペイジー口座振替サービス」を始めました。金融機関に出向くことなく、印鑑不要で申し込みできます。

対象となる税など＝市・府民税（普通徴収）、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

対象金融機関＝京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・ゆうちょ銀行

申込方法＝キャッシュカード・本人確認書類などを持参してください

詳しくは問い合わせてください。

申込・問合せ先＝▼市・府民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税に関すること…税務課（☎64・1318）▼国民健康保険税に関すること…国保医療課（☎64・1332）▼後期高齢者医療保険料に関すること…国保医療課（☎64・1374）

納税が困難な人は相談を

市は、税金の納付方法などの相談を受け付けています。

市税を納期限までに納めることができない場合は、気軽に相談してください。

問合せ先＝▼税務課（☎64・1318）▼国保医療課（☎64・1332）

6月3～9日は危険物安全週間

6月3日(日)～9日(土)は危険物安全週間です。期間中、消防本部・消防署は、危険物を扱う施設での合同訓練・立ち入り検査を行いますので、ご協力をお願いします。

ガソリン・灯油・油性塗料などは私たちの生活に欠かせないものですが、取り扱いを誤ると、発火・爆発の恐れがあります。危険物は高温になる場所に置かないなど、取り扱いには十分注意してください。

問合せ先＝消防本部予防課（☎63・7826）

土砂災害から市民を守る

住宅の移転・工事費用を助成

市は、崖崩れや土石流などの土砂災害から市民の生命・財産を守るため、土砂災害の危険がある住宅などの移転や対策工事に掛かる費用の一部を助成します。

詳しくは、市ホームページをご覧になるか、問い合わせてください。

申請・問合せ先＝開発指導課（☎64-1341）

崖地などにある住宅の移転費用を補助

対象物件＝次のいずれかに該当し、建築時には適法に建てられた住宅

▼府条例で建築を制限している区域（2mを超える崖の下端か上端から、崖の高さの2倍未満の区域）にある既存不適格建築物▼土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格建築物▼特定行政庁から是正勧告などを受けた

対象工事＝住宅の除却（取り壊し）と新たな住宅の建築・購入

助成額＝▼除却…費用の全額。上限は80万2千円▼建築・購入…費用の融資にかかる利息相当額。上限は415万円（10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域の場合は、上限722万7千円）

土砂災害対策のための改修工事費を補助

対象物件＝次のすべてに該当する住宅

▼土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格建築物▼居室があり、土砂災害に対する構造上の安全性がない▼改修工事の結果、安全な構造となる

対象工事＝外壁の改修・土砂を遮る防護壁の設置など

助成額＝工事費の23％。上限は75万9千円

土砂災害特別警戒区域は、府ホームページ（www.pref.kyoto.jp）で確認できます。

地域防災力を高める

梅雨入り前に水防技術・連携を確認

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるためには日頃の備えが大切です。市は、水害に備えて技術を磨き、地域防災力を高めるための水防訓練を、梅雨入り前に毎年行っています。

5月13日、飯岡地区の木津川河川敷で行った同訓練には、消防団・消防本部・各地区の自主防災会など約250人が参加。土のう作りや水防工法などの訓練を通じ、災害時の連携を確認しました。

こんなとき、どうする？

家族で避難情報の再確認を

梅雨や台風で川が増水しやすくなる季節を迎えます。

市は、集中豪雨による洪水・浸水害・土砂災害などが発生する恐れがある場合に、避難情報を発令します。避難情報は災害の危険度に応じて4種類あります。左表を参考に、発令時に取るべき行動を家族で確認しておきましょう。

問合せ先＝安心まちづくり室（☎64・1307）

避難情報	取るべき行動
避難指示（緊急）	ただちに避難してください。 屋外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。
避難勧告	すみやかに避難を開始してください。 屋外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者・体が不自由な人・小さな子どもがいる人などは避難してください。それ以外の人は避難の準備をし、危険だと思う場合は避難してください。
自主避難所開設情報	気象情報に注意し、危険だと思う場合は開設されている避難所へ自主的に避難してください。

健康・福祉

Health

高齢者いきいきポイント登録者を募集

市は、福祉施設などで活動するボランティアの登録者を募集しています。

登録すると、活動実績に応じてポイントを付与します。たまったポイントは、年間5千円を上限に換金できます。特技・経験を生かして、ボランティアで生きがいづくりしませんか。

対象＝市内に在住する60歳以上の人。要介護認定などを受けている人を除きます

内容＝市内の介護保険施設・障がい児（者）施設・子育て支援施設などでの行事の手伝い、利用者の話し相手、子どもの遊び相手、趣味・特技の披露など（1回1～2時間程度）

■希望者は講習会の受講を

登録には、講習会の受講が必要です。

日にち＝7月3日(火)

時間＝午後1時30分～4時

場所＝市役所3階305会議室

内容＝活動の進め方、認知症高齢者・障がいのある人・子どもへの接し方、個人情報の保護についてなど

申込方法＝来庁・電話で申し込んでください

申込・問合せ先＝高齢介護課（☎64・1373）

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を

高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）は、国が定める定期接種です。対象となる人は、接種することをお勧めします。

■定期接種

対象＝本市に住民登録があり、23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の人

▼65歳（昭和28年4月2日生～同29年4月1日生）

▼70歳（昭和23年4月2日生～同24年4月1日生）

▼75歳（昭和18年4月2日生～同19年4月1日生）

▼80歳（昭和13年4月2日生～同14年4月1日生）

▼85歳（昭和8年4月2日生～同9年4月1日生）

▼90歳（昭和3年4月2日生～同4年4月1日生）

▼95歳（大正12年4月2日生～同13年4月1日生）

▼100歳（大正7年4月2日生～同8年4月1日生）

▼接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある（身体障害者手帳1級相当）

接種回数＝1回

自己負担額＝2千500円

次に該当する人は、申請すると無料で接種できます。

▼世帯全員が市民税非課税の世帯▼生活保護の受給者▼中国残留邦人等支援給付金の受給者

接種方法＝申込書を健康推進課へ提出した、予診票を医療機関に持参して接種してください。申込書は健康推進課・市内医療機関にあるほか、対象者へ5月末頃に郵送しています。

なお、医療機関によっては、接種費用を市ではなく窓口で全額支払った後、市から還付となる場合があります。

申込期限＝平成31年3月22日(金)

接種期限＝平成31年3月31日(日)

■定期接種対象外の人は

定期接種の対象外で接種を希望する人は、次の助成制度を利用できます。

ただし、任意接種となりますので、副反応などがあった場合に予防接種法に基づく救済を受けることができません。

対象＝接種日現在、本市に住民登録がある70歳以上の人

助成額＝4千円（1人1回）

接種方法＝健康推進課か市内医療機関にある申請書を健康推進課へ提出し、交付された助成券を医療機関に持参して接種してください

市外の医療機関で接種する場合は、医療機関で接種費用を全額支払った後、領収書原本・接種を証明するもの（接種済証など）・印鑑・振込先が分かるものを持参し、還付の申請をしてください。

【申込・問合せ先】健康推進課（☎64・1335）

ひだまりの会

日にち＝6月26日(火)

時間＝午後1時30分～3時

場所＝府立洛南寮

対象＝市内に在住する高齢者

内容＝ゲームなど

申込方法＝電話で申し込んでください

しめきり＝6月21日(木)

申込・問合せ先＝社会福祉協議会（☎68・5005、FAX65・3883）

オレンジリングのつどい 認知症を楽しく理解

オレンジリングは、認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者「認知症サポーター」のしるしです。

サポーターの人もこれから目指す人も、みんなで楽しく学習・交流しながら「認知症になっても安心して暮らせる京田辺」について考えましょう。

日にち＝7月28日(土)

時間＝午後1時～3時30分

場所＝社会福祉センター

対象＝市内に在住・通勤する人

内容＝認知症の人や家族に優しいまちについて考える

定員＝先着50人

申込方法＝7月13日(金)までに電話・来庁で申し込んでください

申込・問合せ先＝地域包括支援センターあんあん市役所（☎63・1268、FAX63・5777）

認知症家族交流会

認知症高齢者の介護の悩みを相談したい、話を聞いてほしいと思ったことはありませんか。不安や苦労を語り合い、認知症への理解を深めましょう。

日にち＝6月29日(金)・8月10日(金)・10月19日(金)・12月21日(金)・平成31年2月15日(金)

時間＝午後1時30分～3時30分

場所＝老人福祉センター宝生苑

対象＝市内に在住し、認知症の人を介護する家族

定員＝各回先着15人

申込方法＝電話で申し込んでください

申込・問合せ先＝地域包括支援センターあんあん市役所（☎63・1268）

児童手当・特例給付

■現況届の提出を

市は、児童手当などを受給している人に「児童手当・特例給付現況届」を郵送します。

同届は、毎年の所得や児童の状況を把握し、受給要件を満たしているかどうかを確認するための書類です。期限内に提出がないと、6月分以降の児童手当などを受けられなくなる場合がありますので、早めに提出してください。

しめきり＝6月29日(金)

■2～5月分を振り込み

児童手当・特例給付を受給している人には、6月期分（2～5月分）を6月8日(金)～15日(金)に振り込みます（公務員を除く）。

【提出・問合せ先】子育て支援課（☎64・1376）

高校生給付型奨学金等の支給申請を受け付け

対象＝府内に在住し、次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の高校生

▼母子・父子世帯（20歳以上65歳未満の同居者がいる世帯を除く）

▼児童世帯

▼障がい者世帯

▼長期療養者世帯

申請方法＝7月2日(月)までに申請書を子育て支援課に持参してください

問合せ先＝▼山城北保健所緩喜分室（☎63・5745）▼子育て支援課（☎64・1376）

見えない・見えにくい人のサテライト事業

日にち＝6月13日(水)

時間・内容＝▼午前10時30分～正午…個別相談・訓練（要予約）▼午後1時～3時…サロン「点字入門」

場所＝障害者生活支援センターふらっと

対象＝見えない・見えにくいことで困っている人

申込方法＝電話で申し込んでください

申込・問合せ先＝京都ライトハウス鳥居寮（☎075・463・6455）

難聴の子どもをサポートにじっこ・城陽

「子どもの耳が聞こえにくい…」と不安に思っているパパやママ、聞こえにくい子どももすくすく育つ「にじっこ・城陽」に参加しませんか。

日にち＝6月9日(土)

時間＝午前11時～午後2時

場所＝府聴覚言語障害センター（城陽市）

対象＝聞こえにくい子どもと家族・子どもの聞こえに不安を感じている家族など

内容＝友達を作って交流しましょう。弁当・飲み物を持参してください

申込方法＝FAXか電話で、氏名・住所・連絡先・子どもの年齢・聞こえの程度を連絡してください

申込・問合せ先＝京都府聴覚言語障害センター（☎30・9000、FAX55・7708）

6月は食育月間 きちんと食べて健康に

内閣府は、6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」としています。

「食育」とは、さまざまな経験を通じ、食の知識や食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。子どもの頃から食事に関心を持ち楽しく食べることは、体と心の成長に良い影響を及ぼすだけでなく、将来の健全で豊かな食生活につながります。

毎日をいきいきと過ごすために、今日から食生活を見直してみませんか。

■健康への第一歩は食事から

▼バランスの良い食事を取る

▼よくかんで、味わって食べる

▼適量の食事を残さずに食べる

▼旬の食材を使って料理をする

▼1日3食きちんと取り、生活リズムを整える

▼感謝の気持ちを込めて「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする

▼家族・友人と楽しく食卓を囲む

■食育について知ろう

期間＝6月11日(月)～19日(火)

場所＝市役所2階市民ロビー

内容＝食育についての展示

【問合せ先】健康推進課（☎64・1335）

心とカラダと食の茶話会

日にち＝6月21日(木)

時間＝午後1時30分～2時30分

場所＝草内コミュニティカフェ・ゆるり庵

内容＝烏骨鶏の卵を使ったプリンを食べ、痛みやこりなどの不調を改善するためのツボを学びます

定員＝先着10人

参加費＝1千円

申込方法＝電話か電子メールで申し込んでください

申込・問合せ先＝健康つぼ愛好会（☎080・1198・4808、メールアドレス tuboaikokai@gmail.com）

京田辺発 健幸 食改いきいきレシピ

玉露そばの和風サラダ

市は、「健康」「幸せ」をキーワードに健康づくり事業を行っています。

今号は、玉露そばの和風サラダを紹介します。水菜・油揚げ・ちりめんじゃこでカルシウムがたっぷり取れる一品です。京田辺玉露を使ったそばは、シンプルにかけそば・もりそばでも玉露の風味を楽しめます。

なお、玉露そばはJAにこにこ市（三山木）で販売しているほか、8面のプレゼントクイズの応募者にも抽選でプレゼントします。

問合せ先＝健康推進課（☎64-1335）

材料（4人分）

玉露そば（乾麺）	100g
水菜	100g
油揚げ	70g
ちりめんじゃこ	20g
もみのり	適宜
A 濃口しょうゆ	大さじ1
A 酢	大さじ1と1/2
A みりん	小さじ2
A ごま油	小さじ2
A いりごま	大さじ1/2
A ねりわさび	少々

【作り方】

①そばは半分に折って袋の表示時間どおりにゆで、流水で洗って水気を切る。

②水菜は洗って食べやすい長さに切る。

③油揚げはキッチンペーパーで軽くおさえて油を抜く。フライパンで軽く焦げ目が付くまで焼き、冷めたら1cmの短冊切りにする。

④ちりめんじゃこはフライパンで空いりする。

⑤Aを混ぜ合わせ、ドレッシングを作る。

⑥❶❷❸をボールに入れ、ざっと合わせて器に盛る。

⑦❹❺を掛け、仕上げにもみのりを振る。

トッピングにミニトマトを飾ると、彩りが良くなります。

栄養価（1人分）

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	塩分
214kcal	10.5g	9.3g	154mg	1.5g

後期高齢者医療 保険料が決定

府後期高齢者医療広域連合は、平成30・31年度の後期高齢者医療制度の保険料率を次のとおり決定しました。保険料率は2年ごとに見直すことになっています。平成30年度の保険料額は、7月中旬に郵送する決定通知書で確認してください。

医療給付費は、9割を公費や現役世代からの支援金で、残りの1割を加入者の保険料で賄っています。

【保険料率】

均等割額＝47,890円

所得割率＝9.39％

【年間保険料額】

年間保険料額（限度額62万円）は、均等割額（47,890円）と所得割額（〈総所得金額など－33万円〉×9.39％）の合計額です。

【所得に応じた軽減措置】

世帯の所得に応じて、保険料の均等割額が下表のとおり軽減されます。なお、65歳以上で公的年金を受給している人は、公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。

【問合せ先】

国保医療課（☎64-1374）

世帯主と被保険者全員の総所得等の合計額	軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が所得0円（ただし、年金収入は80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
（33万円＋27万5千円×被保険者の数）以下	5割
（33万円＋50万円×被保険者の数）以下	2割

広報紙に掲載の写真をご本人へ差し上げます。ご希望の人は秘書広報課（☎64・1320）へ

※市に著作権があるものに限ります